

資料編



1 計画策定の経過

年 月 日	項 目	内 容 等
平成 21 年 6 月 11 日	定例会教育委員会（平成21年第10回）	・「明石市教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」（案）」の報告
平成 21 年 6 月 12 日	検討委員会の設置	
平成 21 年 6 月 26 日	第 1 回検討委員会	・「策定趣旨」「計画期間」「策定体制」等の説明 ・「計画の構成」「現状と課題」の整理
平成 21 年 7 月 28 日	第 2 回検討委員会	・「現状と課題」の整理 ・「基本理念」「基本方針」「施策の方向」の協議
平成 21 年 8 月 28 日	第 3 回検討委員会	・「基本理念」「基本方針」「施策の方向」の協議 ・「今後 5 年間に取り組む施策」の協議
平成 21 年 9 月 2 日	第 4 回検討委員会	・「今後 5 年間に取り組む施策」の協議 ・「地区別ワークショップ実施」の説明
平成 21 年 11 月 19 日	地区別ワークショップ （野々池中学校区）	・「計画概要（検討委員会素案）」の説明 ・意見交換
平成 21 年 11 月 24 日	地区別ワークショップ （二見中学校区）	・「計画概要（検討委員会素案）」の説明 ・意見交換
平成 21 年 11 月 27 日	地区別ワークショップ （大久保北中学校区）	・「計画概要（検討委員会素案）」の説明 ・意見交換
平成 21 年 12 月 9 日	定例会市議会 文教厚生常任委員会	・「策定趣旨」「計画概要（検討委員会素案）」「経緯及び現状」等の報告
平成 21 年 12 月 10 日	地区別ワークショップ （江井島中学校区）	・「計画概要（検討委員会素案）」の説明 ・意見交換
平成 21 年 12 月 11 日	地区別ワークショップ （望海中学校区）	・「計画概要（検討委員会素案）」の説明 ・意見交換
平成 21 年 12 月 12 日	地区別ワークショップ （錦城中学校区）	・「計画概要（検討委員会素案）」の説明 ・意見交換
平成 21 年 12 月 15 日	地区別ワークショップ （大久保中学校区）	・「計画概要（検討委員会素案）」の説明 ・意見交換
平成 21 年 12 月 19 日	地区別ワークショップ （魚住東中学校区）	・「計画概要（検討委員会素案）」の説明 ・意見交換
平成 22 年 1 月 8 日	地区別ワークショップ （朝霧中学校区）	・「計画概要（検討委員会素案）」の説明 ・意見交換
平成 22 年 1 月 12 日	地区別ワークショップ （大蔵中学校区）	・「計画概要（検討委員会素案）」の説明 ・意見交換

年 月 日	項 目	内 容 等
平成 22 年 1 月 13 日	地区別ワークショップ (高丘中学校区)	・「計画概要(検討委員会素案)」の説明 ・意見交換
平成 22 年 1 月 14 日	地区別ワークショップ (衣川中学校区)	・「計画概要(検討委員会素案)」の説明 ・意見交換
平成 22 年 1 月 19 日	地区別ワークショップ (魚住中学校区)	・「計画概要(検討委員会素案)」の説明 ・意見交換
平成 22 年 1 月 28 日	定例教育委員会(平成22年第2回)	・「地区別ワークショップの実施結果」の報告
平成 22 年 2 月 24 日	第5回検討委員会	・「地区別ワークショップの実施結果」の報告 ・地区別ワークショップでの意見に対する「市の考え方」の協議 ・「計画 検討委員会案」の協議
平成 22 年 3 月 11 日	定例教育委員会(平成22年第4回)	・地区別ワークショップでの意見に対する「市の考え方」の協議 ・「計画 検討委員会案」の協議
平成 22 年 3 月 24 日	第6回検討委員会	・「計画素案」の協議 ・「市民意見聴取(パブリックコメント)実施」の説明
平成 22 年 4 月～6 月		・「計画素案」の内容整理
平成 22 年 6 月 22 日	定例市議会 文教厚生常任委員会	・「策定趣旨」「経緯及び現状」等の報告
平成 22 年 7 月～9 月		・平成23年度実施事業案の検討
平成 22 年 10 月 14 日	定例教育委員会(平成22年第17回)	・「市民意見聴取(パブリックコメント)実施」の報告
平成 22 年 10 月 15 日 ～ 31 日	市民意見聴取(パブリックコメント)	・「計画素案」に対する意見聴取
平成 22 年 11 月 11 日	定例教育委員会(平成22年第19回)	・「市民意見聴取(パブリックコメント)の実施結果」の報告
平成 22 年 11 月 12 日	第7回検討委員会	・「市民意見聴取(パブリックコメント)の実施結果」の報告 ・市民意見聴取(パブリックコメント)での意見に対する「市の考え方」の協議 ・「計画案」の協議
平成 22 年 11 月 25 日	定例教育委員会(平成22年第20回)	・市民意見聴取(パブリックコメント)での意見に対する「市の考え方」の報告 ・「計画案」の報告

年 月 日	項 目	内 容 等
平成 22 年 12 月 9 日	定例市議会 文教厚生常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民意見聴取（パブリックコメント）の実施結果」の報告 ・市民意見聴取（パブリックコメント）での意見に対する「市の考え方」の報告 ・「計画案」の報告
平成 23 年 2 月 18 日	第 8 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「計画案」の報告 ・「アクションプラン（平成23年度）案」の協議
平成 23 年 2 月 24 日	定例教育委員会（平成23年第 4 回）	<ul style="list-style-type: none"> ・「計画案」の協議 ・「アクションプラン（平成23年度）案」の協議
平成 23 年 3 月 10 日	定例市議会 文教厚生常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の報告 ・「アクションプラン（平成23年度）」策定の報告

2 明石市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、その基本的事項や内容等について検討するため、明石市教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 基本計画の案の作成に関すること。
- (2) 基本計画の策定に係る調整に関すること。
- (3) 基本計画の策定に係る基礎資料の作成及び調査・研究に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は別表に掲げる者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定に係る審議が終了するまでとする。

(委員長の職務等)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1名を置き、それぞれ委員の中から教育長が指名する

者をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を要請し、意見若しくは説明、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、明石市教育委員会事務局総務課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月12日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、教育長が招集する。

別表（第3条関係）

兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教授	教育委員会事務局 体育保健課長
神戸山手大学 現代社会学部 准教授	〃 地域連携課長
コミュニティ推進部 人権推進課長	教育研究所長
文化芸術部 生涯学習センター所長	市立幼稚園長 代表（2名）
福祉部 こども室 子育て支援課長	市立小学校長 代表（2名）
〃 〃 保育課長	市立中学校長 代表（2名）
教育委員会事務局 学校管理課長	市立明石商業高等学校長
〃 学事給与課長	保護者 代表
〃 学校教育課長	明石保育協会 代表
〃 いじめ対策課長	

3 明石市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

<平成21年度>

	氏名	役職
委員長	浅野良一	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教授
副委員長	飯嶋香織	神戸山手大学 現代社会学部環境文化学科 准教授
委員	山口浩一郎	コミュニティ推進部 人権啓発担当課長
委員	岩崎充臣	文化芸術部 生涯学習センター所長
委員	金月貴美代	福祉部 こども室 子育て支援課長
委員	長谷川英樹	福祉部 こども室 保育課長
委員	河野実	教育委員会事務局 学校管理課長
委員	川崎伸彦	教育委員会事務局 学事給与課長
委員	荒井拓	教育委員会事務局 学校教育課長
委員	阪田國昭	教育委員会事務局 いじめ対策課長
委員	久保田智	教育委員会事務局 体育保健課長
委員	大西裕幸	教育委員会事務局 地域連携課長
委員	伊與田賀弘	教育研究所長
委員	高橋里子	市立錦浦幼稚園長
委員	神岡早苗	市立二見幼稚園長
委員	東光策	市立大久保小学校長
委員	森本眞一	市立高丘西小学校長
委員	廣岡克哉	市立大久保北中学校長
委員	汐口勝	市立江井島中学校長
委員	梶山祥木	市立明石商業高等学校長
委員	塚原覚	保護者代表（市立中崎小学校 PTA 会長）
委員	川本まり子	明石保育協会長

＜平成 22 年度＞

	氏 名	役 職
委員長	浅野 良一	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教授
副委員長	飯嶋 香織	神戸山手大学 現代社会学部環境文化学科 准教授
委員	山口 浩一郎	コミュニティ推進部 人権啓発担当課長
委員	河野 実	文化芸術部 生涯学習センター所長
委員	金月 貴美代	福祉部 こども室 子育て支援課長
委員	前田 豊	福祉部 こども室長 兼 保育課長
委員	廣岡 茂久	教育委員会事務局 学校管理課長
委員	川崎 伸彦	教育委員会事務局 学事給与課長
委員	丹谷 雅之	教育委員会事務局 学校教育課長
委員	浅野 貴路	教育委員会事務局 いじめ対策課長
委員	市川 正広	教育委員会事務局 体育保健課長
委員	大西 裕幸	教育委員会事務局 地域連携課長
委員	伊與田 賀弘	教育研究所長
委員	高橋 里子	市立錦浦幼稚園長
委員	神岡 早苗	市立二見幼稚園長
委員	東 光策	市立大久保小学校長
委員	森本 眞一	市立高丘西小学校長
委員	廣岡 克哉	市立大久保北中学校長
委員	汐口 勝	市立江井島中学校長
委員	長谷川 義人	市立明石商業高等学校長
委員	松尾 静男	保護者代表（市立魚住中学校 PTA 会長）
委員	川本 まり子	明石保育協会長

4 計画の策定過程への市民参画状況

(1) 地区別ワークショップ

中学校区	開催年月日	開催場所	参加者数
野々池	平成 21 年 11 月 19 日	和坂小学校区コミュニティ・センター	31 名
二見	平成 21 年 11 月 24 日	二見北小学校区コミュニティ・センター	31 名
大久保北	平成 21 年 11 月 27 日	山手小学校	13 名
江井島	平成 21 年 12 月 10 日	江井島小学校区コミュニティ・センター	14 名
望海	平成 21 年 12 月 11 日	藤江小学校区コミュニティ・センター	27 名
錦城	平成 21 年 12 月 12 日	明石小学校区コミュニティ・センター	12 名
大久保	平成 21 年 12 月 15 日	大久保小学校区コミュニティ・センター	30 名
魚住東	平成 21 年 12 月 19 日	魚住小学校区コミュニティ・センター	22 名
朝霧	平成 22 年 1 月 8 日	松が丘小学校	19 名
大蔵	平成 22 年 1 月 12 日	人丸小学校区コミュニティ・センター	20 名
高丘	平成 22 年 1 月 13 日	高丘西小学校区コミュニティ・センター	25 名
衣川	平成 22 年 1 月 14 日	大観小学校	32 名
魚住	平成 22 年 1 月 19 日	清水小学校	23 名
合 計			299 名

(2) 市民意見聴取（パブリックコメント）

実施期間 平成 22 年 10 月 15 日（金）～ 平成 22 年 10 月 31 日（日）

意見の提出状況

提出方法	件数（意見数）
持 参	0（0）
郵 送	2（9）
ファクシミリ	6（16）
電子メール	5（30）
合 計	13（55）

5 用語解説

【あ行】

ICT Information and Communication Technology の略。情報通信技術と訳される。IT (Information Technology、情報技術) とほぼ同意であるが、IT の「情報」に加え、ネットワーク通信による情報や知識の「共有」を念頭に置いた表現。教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などを意味する。

生きる力 「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」などのこと。これを踏まえ、「知(確かな学力)・徳(豊かな人間性)・体(健康・体力*)」のバランスの取れた力」という意味で用いられる。

エコ意識 環境に配慮する意識。また、地球環境に対する負荷軽減を目指し、人間生活と自然との調和を図る考え方。

おれんじキャップ 子どもの見守り活動を行っている方々が着用する帽子。見守り活動を行っていることを一目で認知できるとともに、不審者等の犯罪の抑止効果も兼ねる。

【か行】

学社連携 学校教育と社会教育との連携・協力。それぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力しようとするもの。現在では、学社連携の最も進んだ形態として、「学社融合」という考え方も出てきている。

学習指導要領 各教科等の目標や内容などを定めたもの。全国どこの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するため、どのような教科や活動を、どの学年でどのように教育するかについての基準的事項を国の立場から示している。今般の教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、幼稚園教育要領、小中高校及び特別支援学校の学習指導要領がそれぞれ改訂された。

学習障害 (LD) 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すもの。Learning Disabilities。

学校教育 学校の教育課程として行われる教育活動のこと。

学校教育法 教育基本法の規定に基づき、学校制度の根幹について定めた法律。昭和22(1947)年制定。

学校評価 学校運営の改善による教育水準の向上を目指し、学校の教育活動等の成果を検証する活動で、学校経営サイクルの一環として行われる。評価の方法には、学校の教職員が行う「自己評価」、保護者、地域住民等の学校関係者が

	<p>行う「学校関係者評価」、学校と直接関係を有しない専門家等による「第三者評価」がある。</p>
学校評議員	<p>学校運営への地域住民の参画を制度的に位置付けるために導入されたもの。校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることを任務とする。当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により学校設置者が委嘱する。</p>
規範意識	<p>ある物事に対する価値判断において、物事の価値を価値として認める意識のこと。家庭における「しつけ」「規則正しい睡眠や食事等の基本的な生活習慣」「家庭の手伝い等に関する教育」を土台とし、学校教育における「きまりを守ること」「他者との関わりを大事にするための具体的な活動」を通じて育まれる。</p>
キャリア教育	<p>児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。また、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。</p>
教育基本法	<p>教育の基本を確立し、その振興を図るために定められた法律。平成18(2006)年12月制定。新法では、旧法の普遍的な理念は大切にしつつ、「道徳心」「自律心」「公共の精神」など、今求められている教育の理念などについて規定している。また、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、教育振興基本計画を定めることについても規定している。</p>
教育推進会議	<p>本市の学校教育の充実を図るため、具体策や行動計画を作成、実施及び検証するための組織。</p>
京都議定書	<p>平成9(1997)年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について、法的拘束力のある数値目標が決定されたとともに、排出量取引や共同実施、クリーン開発メカニズム等の新たな仕組みが合意された。平成17(2005)年2月に発効。</p>
健康・体力(体)	<p>「生きる力」の核となるものの一つ。特に体力は、人が知性を磨き、知力を働かせて活動をしていく源であるとともに、生活をする上での気力の源でもあることから、人としての活動に必要不可欠である。しかし現在、社会環境や価値観の変化、生活習慣の乱れなどにより、子どもの体力低下が続いていることから、子どもたちの健康への悪影響や気力の低下などが懸念されている。</p>
校区UNIT(ユニット)会議	<p>子どもたちの学びと育ちをスムーズに連続させることを目的に、中学校区単位で設置された組織。幼稚園(就学前)、小中学校、特別支援学校で構成。校種の違いを超えて共通した視点で子どもたちを守り育てるため、情報交換や共同研究、共同研修などの特色ある教育活動を推進している。</p>

広汎性発達障害（PDD） 高機能自閉症やアスペルガー症候群等がこれに分類される。高機能自閉症は、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の遅れを伴わないものをいう。Pervasive Developmental Disorder。

【さ行】

参酌	他のものを参考にし、その長所を取捨選択すること。
自己肯定感	「自分は大切にされている」「自分のことが好き」「生まれてきて良かった」と思う感情のこと。
自己実現	個人が、内在している自己の能力や可能性を最大限に発揮・開発して生きること。また、自分の目的や理想の実現に向けて努力し、成し遂げること。
自尊感情	自分自身を基本的に価値あるものとする感情のこと。
社会教育	学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われるもので、体育及びレクリエーションの活動を含む組織的な教育活動のこと。
就学援助	経済的な理由により児童生徒を就学させることが困難な保護者に対し、学用品費や学校給食費等の経費の一部を援助する制度。
就学前教育	義務教育の前に行われる幼児期の教育で、家庭以外の機関において行われるもの。
生涯学習	自己の充実・啓発や生活の向上のため、各人がその自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ自己に適した手段・方法を自ら選んで生涯を通じて行う学習活動のこと。
情緒障害	情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。
食育	「食育基本法」によると、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが出来る人間を育てる」とこととされる。とりわけ、子どもたちに対する食育については、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるもの」と規定され、「食育推進基本計画」により、学校における食育の推進が重要視されている。

食育基本法	食育に関する基本理念、国・地方公共団体等の責務及び食育に関する施策の基本事項について定めた法律。平成17(2005)年6月制定。
小1プロブレム	学習に集中できない、授業中に騒ぐ、席を立つ、教員の話が聞けずに授業が成立しないなど、小学校に入学したばかりの児童が集団生活に馴染めないことにより起こる問題。入学までに自制心や耐性、規範意識が十分育っていないこと等が原因とされる。
少人数指導	学級数よりも多い学習集団を編制し、児童生徒に対するきめ細かい指導を行うこと。現行の学級編制標準である「40人」未満を基準とすることにより学級を編制する。
スーパーバイザー	明石市教育研究所により登録されている、各分野の優れた指導者のこと。同研究所では、各学校園が特色ある充実した教育活動を展開・推進するため、スーパーバイザーを講師として各学校園に派遣する「スーパーバイザー派遣事業」を実施している。
スクールガード	「地域の子どもは地域で守り育てる」との趣旨により展開されている「子どもの見守り活動」の担い手の方々のこと。地域の方々のご理解とご協力によって全小学校区で組織されており、子どもの登下校時の見守り、あいさつ運動、校内の巡回等を行っている。
生徒指導相談員	生徒指導に係る教育活動の補助を行うため、学校に配置された者。
【た行】	
確かな学力（知）	「生きる力」の核となるものの一つ。基礎的・基本的な「知識や技能」に加えて、「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力など」を含めた幅広い学力のこと。全国的・国際的な学力調査では、今の日本の子どもたちは、学ぶ意欲や判断力、表現力に課題があることが指摘されている。
注意欠陥／多動性障害（ADHD）	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder。
中1ギャップ	小学校から中学校への進学に伴う学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、中学校に入学したばかりの生徒が感じる負担のこと。教科担任制への移行や学習内容のレベルアップ、小学校までと異なる人間関係の構築、部活動における先輩・後輩の上下関係等が原因とされる。
道州制	現在の都道府県を廃止し、代わりに地方公共団体として「道州」を設置しようとする制度。道州制下の地方自治制度は、基礎自治体である「市町村」と広域自治体である「道州」の二層制となる。また、道州の規模は、現在の都府県を数団体合わせた程度を原則としている。

特別支援学校 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置された学校のこと。

特別支援教育指導員 小・中学校の通常学級に在籍し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、学習指導等の充実を図るため、学校に配置された者。

【は行】

発達指導員 保育所職員や保護者に対し、障害児や発達に遅れがある児童等の保育について指導・助言を行う者。

不審者情報メール 各学校から明石市教育委員会に報告された不審者情報を、保護者等の携帯電話やパソコンへ配信するメールのこと。

【ま行】

メディア 新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体。マスメディア。

【や行】

豊かな人間性（徳） 「生きる力」の核となるものの一つ。子どもたちが身に付けるべきものとして、「美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性」「正義感や公正さを重んじる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「自立心、自己抑制力、責任感」「他者との共生や異質なものへの寛容」などが挙げられる。